

くすやま美紀(樟山みき)活動報告

2020. 4. 2 NO. 272

連絡先 荻窪5-15-19-704 電話・FAX 5932-6170

区議会控室 3312-2111(内)2319



新型 コロナ

感染拡大防止、子ども・中小業者への支援を 杉並区に対策強化を緊急要請

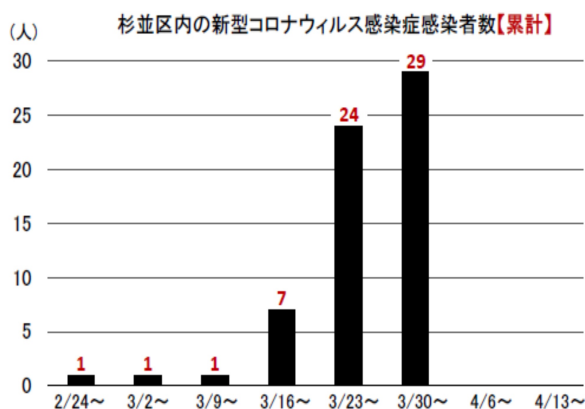


副区長に申し入れ書を
手渡し懇談

新型コロナウイルス感染が広がり、日常生活にも大きな影響が出ています。日本共産党杉並区議団は、3月25日、新型コロナウイルス感染症への対策を強化するよう、杉並区長と教育長に要請しました。要請文書では、中小業者やフリーランスの人からの悲痛な声を紹介し、感染拡大の防止と医療対応、子どもと教育、事業所・働く人への支援など、17項目を求めました。応じた副区長は、申し入れの内容を検討し、対応したいと答えました。引き続き、寄せられた声を行政に届け、改善を働きかけていきます。(申し入れ全文は、党区議団ホームページに掲載)

杉並区内の新型コロナウイルス感染者数

杉並区は、3月27日から区内感染者数の公表を始めました。(区ホームページで毎日更新。年齢・性別や区内の発生エリア等の情報は一律に公表しない)



週ごとの感染者数(2年3月31日現在)								累計
区感染者	1	0	0	6	17	5		29
回復者(注1)	0	0	0	1	0	0		1
都感染者	39(注2)	25	26	48	292	91		521

(注1)回復者=入院勧告解除者

(注2)2/24~の都の感染者数には、2/23以前に判明した29人含む。

(4月1日の区ホームページより)

4月1日以降の区立施設等の休業について

- 地域区民センター、区民集会所、区民会館 休業 (使用料の還付手続き、利用者登録等は窓口で対応)
- 区民事務所会議室 4月12日まで休業
- ゆうゆう館、高齢者活動支援センター 5月10日まで休業
- 屋内スポーツ施設(体育館・プール)休業 (利用者登録等は、窓口で対応)
- 屋外スポーツ施設(運動場・永福体育館ビーチコート・妙正寺体育館テニスコート) 感染症予防策を講じた上で貸切利用可
ただし、更衣室・シャワー室の利用は不可
- 図書館 4月1日から予約貸出・返却、利用登録等の一部サービス(閲覧席等の利用を除く)を再開

※その他の施設や新型コロナに関する情報は、区ホームページをご覧ください。変更になる場合もありますので、こまめなチェックをお願いします。

新型コロナウイルスに感染した 国保加入の被用者に傷病手当金が支給されます

国の通知を受け、杉並区が条例改正

政府は、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策第2弾」で、国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染（疑いも含む）した被用者（雇用されている人）に、傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額を国が支援することを打ち出しました。

これを受け、杉並区は、国保の被用者が新型コロナに感染し、

休業した場合に傷病手当金を支給するための条例改正議案を区議会に提出。3月26日の保健福祉委員会審査が行われました。

日本共産党は、「支給対象は、被用者に限定され、自営業者やフリーランスは対象にならないなど不十分だが、重要な取組であり、今後対象者の拡大を求め」と意見を述べ賛成。本会議で、賛成多数で可決されました。

【対象者】 杉並区国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することができない者（給与等の支払いを受けている者に限る）

【支給期間】 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

【支給額】 （直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額）× 2/3 × 日数（支給対象となる日数）

（注）給与等の全部又は一部を受けることができる場合は、支給額が調整されたり支給されない場合があります。

【適用期間】 令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は最長1年6月まで）

（注）支給を受けるためには申請が必要です。申請を希望する場合は、必ず事前に電話でお問い合わせください。

保健福祉部国保年金課国保給付係

電話：03-5307-0328（直通）

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお困りの方へ 社会福祉協議会の特例貸付のご案内

社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお困りの方々に向けた緊急小口資金の特例貸付を、3月25日から実施しています。

主に休業された方向け（緊急小口資金）

貸付額 20万円以内（一括交付）

- 貸付金交付 申請から交付まで1週間程度
- 据置期間 1年以内
- 返済期間 2年以内（24回以内）
- 連帯保証人 不要
- 利子 無利子
- 対象 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

【申込・問合せ先】 杉並区社会福祉協議会
電話 03-5347-3134
相談受付時間 9:00~16:00（土日祝休み）
相談は、まず電話での予約をお願いします。

主に失業された方向け（総合支援資金）

貸付額 二人以上世帯 月額20万円以内 単身世帯 月額15万円以内

- 貸付金交付 申請から交付まで、最短20日
 - 貸付期間 原則3カ月以内
 - 据置期間 1年以内
 - 返済期間 10年以内（120回以内）
 - 連帯保証人 不要
 - 利子 無利子
 - 対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- ※緊急小口資金と同時貸付は不可。
- 自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となる。